

福岡県公報

平成23年11月14日
第3328号

目次

告示(第1838号-第1847号)

- 平成23年10月総務省告示第458号で公示された合併市町村の人口を平成22年国勢調査が行われた時において調査した当該市町村のそれぞれの選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口(調査統計課)……………1
- 指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更(建築指導課)……………1
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意(漁業管理課)……………1
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(漁業管理課)……………2
- 道路の併用の開始(道路維持課)……………2
- 土地改良区の役員の退任(農村整備課)……………2
- 土地改良区の役員の就任及び退任(農村整備課)……………2
- 土地改良区の役員の就任及び退任(農村整備課)……………3
- 鳥獣保護区の存続期間の更新(自然環境課)……………4
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定(自然環境課)……………5

告示

福岡県告示第1838号

市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成17年政令第55号)第39条第1項の規定に基づき、平成23年10月総務省告示第458号で公示された合併市町村の人口を平成22年国勢調査が行われた時において調査した当該市町村のそれぞれの選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口を次のとおり告示する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

合併市町村	旧市町村	福岡県議会議員の従前の選挙区	人口(人)
八女市	旧八女市	八女市選挙区	38,094
	旧黒木町	八女郡選挙区	12,291
	旧立花町		10,602
	旧矢部村		1,408
	旧星野村		3,144

福岡県告示第1839号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築センター
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	東京都千代田区外神田六丁目1番8号	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地

- 変更しようとする年月日

平成23年11月7日

福岡県告示第1840号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 両開加入区

福岡県告示第1841号

次の加入区において平成19年11月福岡県告示第2127号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成23年11月14日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 両開加入区

福岡県告示第1842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡直方線	宮若市金丸270番6先から 宮若市金丸412番1先まで

福岡県告示第1843号

佐と土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住所
本松 俊二	飯塚市佐與190番地

福岡県告示第1844号

宮ノ陣土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
野瀬 清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地5
石橋 利郎	〃 〃 〃 1643番地
佐藤 一廣	〃 〃 〃 11番地1
稗田 明雄	〃 〃 若松2261番地
中隈 利幸	〃 〃 〃 642番地
八尋 久光	〃 〃 大社329番地
黒岩 一俊	〃 〃 〃 834番地

2 退任監事

氏名	住所
八尋 義伸	久留米市宮ノ陣町大社278番地
関 豊一	〃 〃 若松1997番地4

3 就任理事

氏名	住所
野瀬 清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地5
山口 勝	〃 〃 〃 1522番地
石橋 晃一	〃 〃 〃 5番地
稗田 明雄	久留米市宮ノ陣町若松2261番地

緒方 義信	〃 〃 〃 703番地
八尋 久光	〃 〃 大社329番地
黒岩 一俊	〃 〃 〃 834番地

4 就任監事

氏名	住所
八尋 義伸	久留米市宮ノ陣町大社278番地
関 豊一	〃 〃 若松1997番地4

福岡県告示第1845号

浮羽郡大石堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
矢野 紀男	うきは市浮羽町古川230番地1
安元 正徳	〃 吉井町桜井396番地1
高木 信一	〃 〃 橘田294番地3
佐野 武利	〃 〃 587番地9
東 米市	〃 〃 新治1013番地2
石井 照男	〃 〃 江南229番地2
篠原 弘志	〃 〃 生業935番地1
名島 末登	〃 〃 長栖424番地
石橋 隆男	久留米市田主丸町長栖620番地2
梯 幸春	〃 〃 秋成1381番地
井上 盛	朝倉市上寺1005番地
西村 省二	久留米市田主丸町豊城670番地1
栗木 邦明	〃 〃 殖木39番地1

石崎 邦彦	〃 〃 田主丸1133番地2の第1
森 逸	〃 〃 志塚島1129番地
草野 稔	〃 〃 上原295番地1
二又 福德	〃 〃 牧1415番地4
田中 親房	〃 〃 恵利889番地
原 昭之介	〃 〃 菅原1383番地
柳 瀬 健登	〃 〃 八幡420番地3
福島 大	〃 大橋町常持907番地

2 退任監事

氏名	住所
中川 明	うきは市吉井町八和田697番地2の2
田中 豊治	久留米市田主丸町野田1124番地1
高山 三夫美	〃 〃 菅原664番地2

3 就任理事

氏名	住所
杉 保次	うきは市浮羽町古川597番地2
高瀬伊 勢雄	〃 吉井町宮田539番地2
家永 重信	〃 〃 千年478番地2
佐野 武利	〃 〃 587番地9
東 米市	〃 〃 新治1013番地2
山下 登	〃 〃 江南1008番地3
小御門 誠	〃 〃 生業470
奥田 久人	〃 〃 長栖1060番地
三浦 俊明	久留米市田主丸町秋成621番地1
田中 濟夫	〃 〃 船越1256番地3
重光 雅夫	朝倉市上寺144番地
立石 勉	久留米市田主丸町野田366番地1
土屋 輝彦	〃 〃 常盤374番地2

徳永信男	〃	〃	田主丸8番地5
古賀隆	〃	〃	上原850番地,851番地合併
原田孝良	〃	〃	以真恵979番地3
二又清	〃	〃	牧1210番地
江上光男	〃	〃	恵利1040番地
稲富宣博	〃	〃	八幡914番地1
高山利之	〃	〃	菅原646番地1
木稲守善	〃	〃	大橋町蜷川1332番地

4 就任監事

氏名	住所
原傳	うきは市吉井町徳丸122番地2
石崎邦彦	久留米市田主丸町田主丸1133番地2の第1
今村正美	〃 〃 以真恵634番地2

福岡県告示第1846号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 白鳥鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市若松区に所在する男島の最北端の岬を起点とし、同島東側の海岸線の干潮線に沿って約500メートル進み白鳥石油備蓄基地の北護岸に至り、同地点から北護岸に沿って西に進み白鳥石油備蓄基地の埋立地と地山の境界に至り、同地点よりその境界に沿って約900メートル進み白鳥石油備蓄基地の西護岸に至り、同地点より南西に進み海岸線に至り、干潮線に沿って北西に約350メートル進んだ地点に至り、同地点から西に100メートルの海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北

に進み男島最北端の岬北方100メートルの海面に至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域及びハンドー島、桂岩並びに北九州市若松区に所在する女島全島及び女島最北端の黒瀬岬から干潮線に沿って西へ約800メートル進んだ地点に至り、同地点から南西に100メートル進んだ海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北西へ進み、更に北東へ進み黒瀬岬の海上100メートルに至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域

(2) 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、北九州市若松区脇田の沖合い8キロメートルに位置し、男島、女島の2島を中心にしてハンドー島、桂岩から構成されており、通称白鳥と呼ばれている。男島、女島共にその北西部は断崖絶壁となっており、周辺には岩礁がある。

男島の南東部分に隣接した白鳥石油備蓄基地内には作業員が常駐しているが、当該区域とは施錠されたフェンスで仕切られており、当該区域内は無人である。島内は、タブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ等の樹木、ノシラン、ムサシアブミ、キノクニスゲ等の草本のほか、トベラ、ハマヒサカキ、ハマウド等の海岸性植物が密生している。このような自然環境を反映して、当該区域はオオミズナギドリ繁殖のための環境が整っており、繁殖を確保するため特に重要な中核的領域となっている。また、環境省レッドリストで準絶滅危惧に指定されているカラスバト（天然記念物）、準絶滅危惧のミサゴ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、コノハズク等の繁殖が確認されている。また、当該区域の海上部分はオオミズナギドリ、白鳥周辺で確認されている絶滅危惧Ⅱ類のカムリウミスズメ（天然記念物）の採餌場所として重要である。

このように当該区域は鳥類の集団繁殖地として重要であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該地域で集団繁殖する鳥類の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

当該区域内は無人のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

2 三塚山鳥獣保護区

(1) 区域

大牟田市のうち、市道歴木瓦町線と主要地方道大牟田高田線との交点を起点とし、同主要地方道大牟田高田線を南へ進み主要地方道大牟田植木線と接続し、同主要地方道を西へ進み私鉄三井三池鉄道線との交点に至り、同軌道敷地跡地を北へ進み市道浄真町橋線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道歴木瓦町線と接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、大牟田市南東に位置しており、不知火ゴルフ場を含み、クス、コナラ、シイ等の広葉樹を主とした樹木が多く、下層植生にはヤブツバキ、フユイチゴ、イヌビワ、ネズミモチ等が生育していることから、ウグイス、メジロをはじめとする多様な鳥獣が生息している。

また、当該区域内には住宅地や市民の森があり、野生鳥獣と身近にふれあい、それらの保護思想を普及啓発するのに適している。このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域の鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

鳥獣の生息地域保護の観点から関係機関と連携を図りながら適正な保全を図るものとする。

イノシシ等による農林業被害に対し、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。

3 八屋鳥獣保護区

(1) 区域

豊前市及び築上郡吉富町のうち、町道小犬丸界木線と山国川左岸（河川区域を除く。）との交点を起点とし、同町道を西へ進み佐井川橋を経て市道八屋・三毛門線に接続し、同市道を西へ進み市道宇島・清水町線を経て県道宇ノ島港線に接続し、同県道を北へ進み宇ノ島港突堤に至り、同突堤の最北端から海面上を東へ進み吉富町の遠見番所跡突堤から海上を北へ1,500メートル進んだ点に至り、同地点から南へ1,500メートル進み遠見番所跡突堤に至り、同番所跡から山国川左岸を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、豊前市から築上郡吉富町に及ぶ海岸区域と、周辺の海水面区域を含んでおり、鳥類の採餌場となる干潟が広がっている。

当該区域は、渡来する鳥類の種類・個体数も多く、渡り鳥の越冬地として重要な地域になっていることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

カラス等一部の鳥獣による農林水産物被害に対しては、必要に応じて鳥獣の捕獲を認める等、関係機関と連携を図りながら被害防止に努める。

福岡県告示第1847号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成23年11月14日

福岡県知事 小川 洋

1 特別保護地区の名称

白島鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

北九州市若松区に所在する男島の最北端の岬を起点とし、同島東側の海岸線の干潮線に沿って約500メートル進み白島石油備蓄基地の北護岸に至り、同地点から北護岸に沿って西に進み白島石油備蓄基地の埋立地と地山の境界に至り、同地点よりその境界に沿って約900メートル進み白島石油備蓄基地の西護岸に至り、同地点より南西に進み海岸線に至り、干潮線に沿って北西に約350メートル進んだ地点に至り、同地点から西に100メートルの海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北に進み男島最北端の岬北方100メートルの海面に至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域及びハンドー島、桂岩並びに北九州市若松区に所在する女島全島及び女島最北端の黒瀬岬から干潮線に沿って西へ約800メートル進んだ地点に至り、同地点から南西に100メートル進んだ海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北西へ進み、更に北東へ進み黒瀬岬の海上100メートルに至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域

3 存続期間

平成23年11月15日から

平成33年11月14日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

白島鳥獣保護区及び当該区域は、北九州市若松区脇田の沖合い8キロメートルに位置し、男島、女島の2島を中心にしてハンドー島、桂岩から構成されており、通称白島と呼ばれている。男島、女島共にその北西部は断崖絶壁となっており、周辺には岩礁がある。

男島の南東部分に隣接した白島石油備蓄基地内には作業員が常駐しているが、当該区域とは施錠されたフェンスで仕切られており、当該区域内は無人である。島内

は、タブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ等の樹木、ノシラン、ムサシアブミ、キノクニスゲ等の草本のほか、トベラ、ハマヒサカキ、ハマウド等の海岸性植物が密生している。このような自然環境を反映して、当該区域はオオミズナギドリ繁殖のための環境が整っており、繁殖を確保するため特に重要な中核的領域となっている。また、環境省レッドリストで準絶滅危惧に指定されているカラスバト（天然記念物）、準絶滅危惧のミサゴ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、コノハズク等の繁殖が確認されている。また、当該区域の海上部分はオオミズナギドリ、白島周辺で確認されている絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメ（天然記念物）の採餌場所として重要である。

このため、当該区域全域が鳥類の集団繁殖地として重要であることから、県指定の特別保護地区に指定し、当該地域で集団繁殖する鳥類及びその繁殖地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

当該区域内は無人のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。